

町税条例の一部改正

個人町民税各種控除大幅引き上げ

三月三十一日地方税法の一部が改正されたのに伴い、亀田町税条例の一部を改正しましたので、その内容をお知らせします。

個人町民税の非課税の引き上げ

前年中の所得金額が次の計算により算出された額より少ない場合は課税されません。

- ・均等割 二十二万四千円
- × (控除対象配偶者 + 扶養親族数 × 十二)
- ・所得割 二十九万四円 × (控除対象配偶者 + 扶養親族数 × 十二)

数(十二)十九万円
 ・障害者・寡婦・未成年者
 老年者 一〇〇万円

区分	現行	改正
一号法人	一、二〇〇、〇〇〇円	三、〇〇〇、〇〇〇円
二号	七〇〇、〇〇〇円	一、七五〇、〇〇〇円
三号	一六〇、〇〇〇円	四〇〇、〇〇〇円
四号	六〇、〇〇〇円	一五〇、〇〇〇円
五号	四八、〇〇〇円	一二〇、〇〇〇円
六号	一六、〇〇〇円	四〇、〇〇〇円

法人町民税均等割の引き上げ

国民健康保険税の改正

区分	現行	改正
課税限度額	二八〇、〇〇〇円	三五〇、〇〇〇円

なお、前年中の所得金額が次の計算により算出された額より少ない場合、均等割ならびに平等割がそれぞれ減額されます。

- ・六割軽減分 二十六万円
- ・四割軽減分 二十六万円
- + (扶養親族数 × 十九万円)

町民税

個人町民税の所得控除額の改正

控除別	現行	改正
基礎控除	二二〇、〇〇〇円	二六〇、〇〇〇円
配偶者控除	二二〇、〇〇〇円	二六〇、〇〇〇円
うち 老人控除対象配偶者	一三〇、〇〇〇円	二七〇、〇〇〇円
うち 同居特別障害者	一五〇、〇〇〇円	三〇〇、〇〇〇円
扶養控除	二二〇、〇〇〇円	二六〇、〇〇〇円
うち 老人扶養	一三〇、〇〇〇円	二七〇、〇〇〇円
うち 同居特別障害者	一五〇、〇〇〇円	三〇〇、〇〇〇円
うち 同居老親等	二六〇、〇〇〇円	三一〇、〇〇〇円
障害者控除	二二〇、〇〇〇円	二四〇、〇〇〇円
特別障害者控除	二二〇、〇〇〇円	二六〇、〇〇〇円
老年者控除	二二〇、〇〇〇円	二四〇、〇〇〇円
寡婦・夫控除	二二〇、〇〇〇円	二四〇、〇〇〇円
勤労学生控除	二二〇、〇〇〇円	二四〇、〇〇〇円

軽自動車税の引き上げ

区分	現行	改正
原動機付自転車 総排気量〇、〇五以下	七〇〇円	一、〇〇〇円
原動機付自転車 総排気量〇、〇五以上	一、一〇〇円	一、二〇〇円
原動機付自転車 総排気量〇、〇九以上	一、四五〇円	一、六〇〇円
軽自動車 二輪のもの	二、二〇〇円	二、四〇〇円
軽自動車 三輪のもの	二、八五〇円	三、一〇〇円
軽自動車 四輪以上 乗用	五、二〇〇円	五、五〇〇円
軽自動車 四輪以上 乗用 営業用	六、五〇〇円	七、二〇〇円
軽自動車 四輪以上 乗用 自家用	二、九〇〇円	三、〇〇〇円
軽自動車 四輪以上 貨物 営業用	三、六五〇円	四、〇〇〇円
軽自動車 四輪以上 貨物 自家用	二、二〇〇円	二、四〇〇円
軽自動車 走行するものを	一、四五〇円	一、六〇〇円
小型特殊自動車	四、三〇〇円	四、七〇〇円
農耕用自動車	三、六五〇円	四、〇〇〇円
小型特殊自動車その他	三、六五〇円	四、〇〇〇円



以上の改正により課税されますので、ご了承ください。法人町民税については事業年度が四月一日以後終了するものから適用されます。軽自動車税については四月一日現在の所有者に課税し、五月十五日納税通知書を郵送します。

なお、町民税については六月十五日にそれぞれ納税者に郵送しますので納期限までに納入ください。ようお願いします。

詳しいことは、税務課におたずねください。